

7土第25号
令和7年4月14日

各建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

建設業許可の申請等における納税証明書の取扱いについて（通知）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、令和7年4月1日付けで一部施行された、建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第38号）に関し、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

本県におきましては、建設業許可の申請及び毎事業年度終了時の決算報告（以下「決算変更届」という。）並びに建設業の譲渡、合併、分割及び相続に係る申請（以下「承継認可申請」という。）について、当面の間、これまでと同様に納税証明書の添付による提出としておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

つきましては、当該通知についてその趣旨及び本県の取扱いに関し御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

【改正の概要】

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）の決定を踏まえた省令改正により、都道府県に対する建設業許可の申請及び決算変更届の提出において、都道府県の建設業許可担当部局と納税部局との間で納税情報を共有・確認できる体制が構築され、納税情報を内部で使用することに許可申請者等の同意がある場合には、納税証明書の提出を省略できることとなった。あわせて、書類に関してこれらの規定が準用される承継認可申請についても同様の要件の下、納税証明書の提出を省略できることとなった。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話：089-912-2643（係直通）
e-mail：dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

事務連絡
令和7年3月31日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業許可の申請等における納税証明書の取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第6条第1項第6号の規定により、法第3条に規定する建設業の許可を受けようとする者は国土交通省令で定める書類の提出が求められるところ、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条第1項第15号において、これらの書類の一つとして当該者の事業税に係る納税証明書を規定しており、毎事業年度終了後や建設業の承継に際しても同様となっています。

今般、「令和6年地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）の決定を踏まえ、建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第38号）により下記のとおり納税証明書の取扱いを改めることとしましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上作業処理に当たられますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

都道府県への建設業許可の申請及び毎事業年度終了後の書類提出（以下「許可申請等」という。）について、当該許可申請等を受ける都道府県の建設業許可担当部局と納税部局との間で当該許可申請等を行う者（以下「許可申請者等」という。）の納税情報を共有・確認できる体制が構築されており、許可申請者等の納税情報を都道府県内部で使用することについての許可申請者等の同意がある場合は、許可申請者等の納税証明書の提出を省略させることができることとした。あわせて、書類に関してこれらの規定が準用される建設業の譲渡、合併、分割及び相続に係る申請（以下「承継認可申請」という。）についても同様の要件の下、納税証明書の提出を省略させることができることとした。

なお、「納税情報を共有・確認できる体制」とは、許可申請者等又は承継申請者（承継認可申請を行う者をいう。）の納税情報が外部に漏れないよう、相応の情報連携体

制が構築されている状態を指すものであり、納税情報の漏えいが発生しないような措置を講じる必要がある。

また、納税証明書の提出を省略可能とするか否かについては、各都道府県において判断するものとする。

以上

(別添)

- 納税情報の確認に関する同意書（参考様式）
- 建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第38号）

(参考様式)

納税情報の確認に関する同意書

知事 殿

申請者

- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 6 条に規定する建設業許可の申請（法第 17 条において準用する場合を含む。）
- 法第 11 条に規定する毎事業年度終了の届出（法第 17 条において準用する場合を含む。）
- 法第 17 条の 2 に規定する譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請並びに法第 17 条の 3 に規定する相続の認可の申請

における事業税の納税情報の提出にあたり、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 4 条第 4 項、第 10 条第 3 項、第 13 条の 2 第 8 項又は第 13 条の 3 第 6 項の規定に基づき、建設業許可担当部局がその業務の遂行に必要な範囲内で納税情報を確認することについて、同意いたします。

同意年月日 (記入日)	令和 年 月 日
住所又は所在地	
事業者名	
代表者職・氏名	
法人番号 (法人の場合のみ)	

※同意があった場合には、以下の納税証明書の発行に係る手続を省略できます。

【建設業許可申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【毎事業年度終了時】事業税の納付すべき額及び納付済額

【譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

【相続の認可の申請時】事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額

○国土交通省令第三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項第六号、第十一条第二項、第十七条の二、第十七条の三第一項及び第二十七条の一第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通大臣 中野 洋昌

改 正 後

改 正 前

(国土交通省令で定める学科)

第一条 建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第五項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。

（表 略）

（法第六条第一項第六号の書類）

第四条

（略）

4 ② 都道府県知事は、第一項第十五号に掲げる書面に記載されるべき情報を、法第七条の規定の

施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することについて、当該都道府県知事の許可を申請する者の同意があつたときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

5 ⑥ （法第十二条第一項の変更の届出）

(国土交通省令で定める学科)

第一条 建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第四項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。

（表 略）

（法第六条第一項第六号の書類）

第四条

（略）

2 ③ （新設）

4 ② （法第十二条第一項の変更の届出）

第九条

（略）

3 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して

変更届出書を提出する者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類（第四条第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び前項第二号に掲げる書面（第三条第三項の国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

2 ② （略）

3 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して

変更届出書を提出する者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類（第四条第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び同項第二号に掲げる書面（第三条第三項の国土交通大臣が定める書面に限る。）の提出を省略することができる。

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項第四号に掲げる書面に記載されるべき情報や、法第七条の規定の施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的のために内部で利用することについて、当該都道府県知事の許可を受けている者の同意があつたときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

(特定建設業についての準用)

第十三条 第一条から第六条まで(第三条第二項から第四項までを除く)、第七条の二及び第八条から前条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第四項及び第十条第三項中「第七条」とあるのは、「第十五条」と、「第四条第五項」中「一般建設業の許可」とあるのは、「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは、「一般建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは、「一般建設業の許可」と、「第七条の二第一項中「第七条第二号イ、口若しくはハ」とあるのは、「第十五条第二号イ、口若しくはハ」と読み替えるものとする。

2 (略)

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請等)

第十三条の二 譲渡人(法第十七条の二第一項に規定する譲渡人)をいう。以下この条において同じ。及び譲受人(同項に規定する譲受人)をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。は、法第十七条の二第一項の規定により譲渡及び譲受けの認可を受けようとするときは、当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の五による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

1 (略)

七 別記様式第二十二号の六による譲受人に係る第九項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

八・九 (略)

2 合併消滅法人等(法第十七条の二第二項に規定する合併消滅法人等)をいう。以下この項において同じ。は、同条第二項の規定により合併の認可を受けようとするときは、当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の七による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 (略)

二 建設業者としての地位を承継する者が合併存続法人(法第十七条の二第二項に規定する合併存続法人)をいう。以下この条において同じ。である場合においては、別記様式第二号による当該合併存続法人に係る工事経歴書

三・七 (略)

八 別記様式第二十二号の六による合併存続法人等に係る第九項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九・十 (略)

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 (略)

(新設)

第十三条 第一条から第六条まで(第三条第二項から第四項までを除く)、第七条の二及び第八条から前条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第四項中「一般建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは、「一般建設業の許可」と、「第七条の二第一項中「第七条第二号イ、口若しくはハ」とあるのは、「第十五条第二号イ、口若しくはハ」と読み替えるものとする。

2 (略)

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請等)

第十三条の二 譲渡人(法第十七条の二第一項に規定する「譲渡人」)をいう。以下この条において同じ。及び譲受人(同項に規定する「譲受人」)をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。は、同項の規定により譲渡及び譲受けの認可を受けようとするときは、当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の五による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

1 (略)

七 別記様式第二十二号の六による譲受人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

八・九 (略)

2 合併消滅法人等(法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人等」)をいう。以下この項において同じ。は、同項の規定により合併の認可を受けようとするときは、当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の七による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 (略)

二 建設業者としての地位を承継する者が合併存続法人(法第十七条の二第二項に規定する「合併存続法人」)をいう。以下この条において同じ。である場合においては、別記様式第二号による当該合併存続法人に係る工事経歴書

三・七 (略)

八 別記様式第二十二号の六による合併存続法人等に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九・十 (略)

3 分割被承継法人等（法第十七条の二第三項に規定する分割被承継法人等）をいう。以下この項において同じ。は、同条第三項の規定により分割の認可を受けようとするときは、当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の八による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 （略）

二 別記様式第二号による分割承継法人（法第十七条の二第三項に規定する分割承継法人をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）に係る工事経歴書（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）

三・七 （略）

八 別記様式第二十二号の六による分割承継法人に係る第九項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九・十 （略）

4 前三項のいずれかの規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した譲渡人若しくは譲受人、合併消滅法人（法第十七条の二第二項に規定する合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは合併存続法人又は分割被承継法人（法第十七条の二第三項に規定する分割被承継法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは分割承継法人のうち、都道府県知事の許可を受けている者（次項において「知事許可建設業者」という。）は、別記様式第二十二号の九による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

九・十 （略）

5 都道府県知事は、第一項第六号、第二項第七号又は第三項第七号に掲げる書類のうち、第四条第一項第十五号に掲げる書面に記載されるべき情報を、法第十七条の二第四項において準用する法第七条及び法第十五条の規定の施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することについて、それぞれ譲受人、合併存続法人又は分割承継法人の同意があつたときは、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

九・十一 （略）

（相続の認可の申請等）

第十三条の三 相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人（法第十七条の三第一項に規定する被相続人）をいう。以下この条において同じ。）の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者は、同項の規定により相続の認可を受けようとするときは、別記様式第二十二号の十による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一・六 （略）

七 申請者に係る第三条第一項第二号に掲げる書面又は別記様式第二条第二十二号の十一による第七項の規定により読み替えて準用される第七号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面（第八項において「誓約書」という。）

八・九 （略）

6 都道府県知事は、第一項第八号に掲げる書類のうち、第四条第一項第十五号に掲げる書面に記載されるべき情報を、法第十七条の三第三項において準用する法第七条及び法第十五条の規定の施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することについて、申請者の同意があつたときは、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

八・九 （略）

6 〔2〕 〔5〕 （略）

3 分割被承継法人等（法第十七条の二第三項に規定する「分割被承継法人等」）をいう。以下の項において同じ。は、同項の規定により分割の認可を受けようとするときは、当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した別記様式第二十二号の八による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 （略）

二 別記様式第二号による分割承継法人（法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条第一項において同じ。）に係る工事経歴書（分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合を除く。）

三・七 （略）

八 別記様式第二十二号の六による分割承継法人に係る第八項の規定により読み替えて準用される第七条第二号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面

九・十 （略）

4 前三項のいずれかの規定により認可申請書を国土交通大臣に提出した譲渡人若しくは譲受人、合併消滅法人（法第十七条の二第二項に規定する「合併消滅法人」）をいう。第八項において同じ。若しくは合併存続法人又は分割被承継法人（同条第三項に規定する「分割被承継法人」）をいう。第八項において同じ。若しくは分割承継法人のうち、都道府県知事の許可を受けている者（次項において「知事許可建設業者」という。）は、別記様式第二十二号の九による届出書を当該都道府県知事に提出しなければならない。

九・十 （略）

5 都道府県知事は、第一項第六号、第二項第七号又は第三項第七号に掲げる書類のうち、第四条第一項第十五号に掲げる書面に記載されるべき情報を、法第十七条の二第四項において準用する法第七条及び法第十五条の規定の施行に必要な限度で、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することについて、それぞれ譲受人、合併存続法人又は分割承継法人の同意があつたときは、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

九・十一 （略）

（相続の認可の申請等）

第十三条の三 相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人（法第十七条の三第一項に規定する「被相続人」）をいう。以下この条において同じ。）の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者は、同項の規定により相続の認可を受けようとするときは、別記様式第二十二号の十による認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

一・六 （略）

七 申請者に係る第三条第一項第二号に掲げる書面又は別記様式第二条第二十二号の十一による第六項の規定により読み替えて準用される第七号イからハまでに規定する届書を提出することを誓約する書面（第七項において「誓約書」という。）

八・九 （略）

6 〔2〕 〔5〕 （新設）

7||9

(略)

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法)

第十三条の十五 (略)

2 (略)

3 建設業者は、建設工事の注文者から法第二十条の二第一項の規定による通知の方法について請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該請求に従つて当該通知を行わなければならぬ。

4 (略)

(施工体系図)

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

1・三 (略)

四 前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ (略)

□ 特定専門工事（法第二十六条の二第二項に規定する特定専門工事をいう。第十七条の八において同じ。）の該当の有無

ハ・二 (略)

附 則

この省令は、建設業法施行の日から施行する。

(施行期日)

1 (この省令は、建設業法施行の日から施行する。)

(令和六年能登半島地震に係る経営事項審査の受審の特例)

2 令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であつて、事業年度が令和五年十月二十九日から令和六年八月三十日までの間に終了するものについての令和七年三月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」であるのは、「令和四年十月二十八日」とやむ。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

(用紙A-4)

注 記 表

1～17—2 (略)

17—3 国際最低課税額に対する法人税等

18 (略)

6||8

(略)

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法)

第十三条の十五 (略)

2 (略)

3 建設業者は、建設工事の注文者から法第二十条の二第一項の規定による通知の方法について請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該請求に従つて当該通知を行わなければならぬ。

4 (略)

(施工体系図)

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

1・三 (略)

四 前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ (略)

□ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の八において同じ。）の該当の有無

ハ・二 (略)

附 則

この省令は、建設業法施行の日から施行する。

(施行期日)

(この省令は、建設業法施行の日から施行する。)

(令和六年能登半島地震に係る経営事項審査の受審の特例)

2 令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であつて、事業年度が令和五年十月二十九日から令和六年八月三十日までの間に終了するものについての令和七年三月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」であるのは、「令和四年十月二十八日」とやむ。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

(用紙A-4)

注 記 表

1～17—2 (略)

(新設)

18 (略)

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社				持分会社	
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし				
		公開会社	株式譲渡 制限会社			
1 繼続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×		
2 重要な会計方針	○	○	○	○		
3 会計方針の変更	○	○	○	○		
4 表示方法の変更	○	○	○	○		
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×		
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×		
6 誤謬の訂正	○	○	○	○		
7 貸借対照表関係	○	○	×	×		
8 損益計算書関係	○	○	×	×		
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×		
10 税効果会計	○	○	×	×		
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×		
12 金融商品関係	○	○	×	×		
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×		
14 関連当事者との取引	○	○	×	×		
15 一株当たり情報	○	○	×	×		
16 重要な後発事象	○	○	×	×		
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×		
17-2 収益認識関係	○	×	×	×		
17-3 国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○		
18 その他	○	○	○	○		

2~6 (略)

注1~注17-2 (略)

注17-3 法人税、住民税及び事業税の金額に、当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（本表において「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額を含めて表示する場合に、当該金額を記載する（重要性の乏しいものを除く。）。

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社				持分会社	
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし				
		公開会社	株式譲渡 制限会社			
1 繼続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×	×	
2 重要な会計方針	○	○	○	○		
3 会計方針の変更	○	○	○	○		
4 表示方法の変更	○	○	○	○		
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×		
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×		
6 誤謬の訂正	○	○	○	○		
7 貸借対照表関係	○	○	×	×		
8 損益計算書関係	○	○	×	×		
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×		
10 税効果会計	○	○	×	×		
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×		
12 金融商品関係	○	○	×	×		
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×		
14 関連当事者との取引	○	○	×	×		
15 一株当たり情報	○	○	×	×		
16 重要な後発事象	○	○	×	×		
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×		
17-2 収益認識関係	○	×	×	×		
18 その他	○	○	○	○		

2~6 (略)

注1~注17-2 (略)

(新設)

注18 注1から注17-3までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条及び第十三条の十五の改正規定は、公布の日から施行する。